



空き家 ガイドブック

令和最新版



皆さんに長い年月を過ごした家。

その場所には、数え切れないほどの思い出が詰まっていることでしょう。

しかし時が経ち、人生の終わりが近づくにつれ、その大切な場所が空き家となり、ひっそりと忘れ去られる存在になってしまふかもしれない—そんなことを考えると、心が締めつけられるような感じがしても不思議ではありません。

自分がこの世を去った後、住まいはどうなるのか?

残された家族がその行く末に迷うことなく、安心して未来を迎えるようにするために、

今、少しだけ立ち止まり、考えてみませんか。

思い出が詰まった家が、空き家として放置されることがないように。

このガイドブックは、あなたと家族の未来を守るために、

必要な情報と準備の方法をお届けします。

目 次

空き家問題

- P2. 空き家の放置が招くリスク
- P3. 空き家になる前の準備

空き家の相続問題

- P4. 相続の流れ
- P5. 相続人の調査
- P6. 私の家系図
- P7. 相続登記申請の義務化について
- P8. あなたの住まいについて
- P9. 住まいをどうしたいですか？
- P10. 決めておきたいこと

不動産の活用方法

- P11. 不動産の活用時に使える制度
- P12. 空き家等に関する補助事業

空き家に関する相談

- P13. 空き家の相談窓口

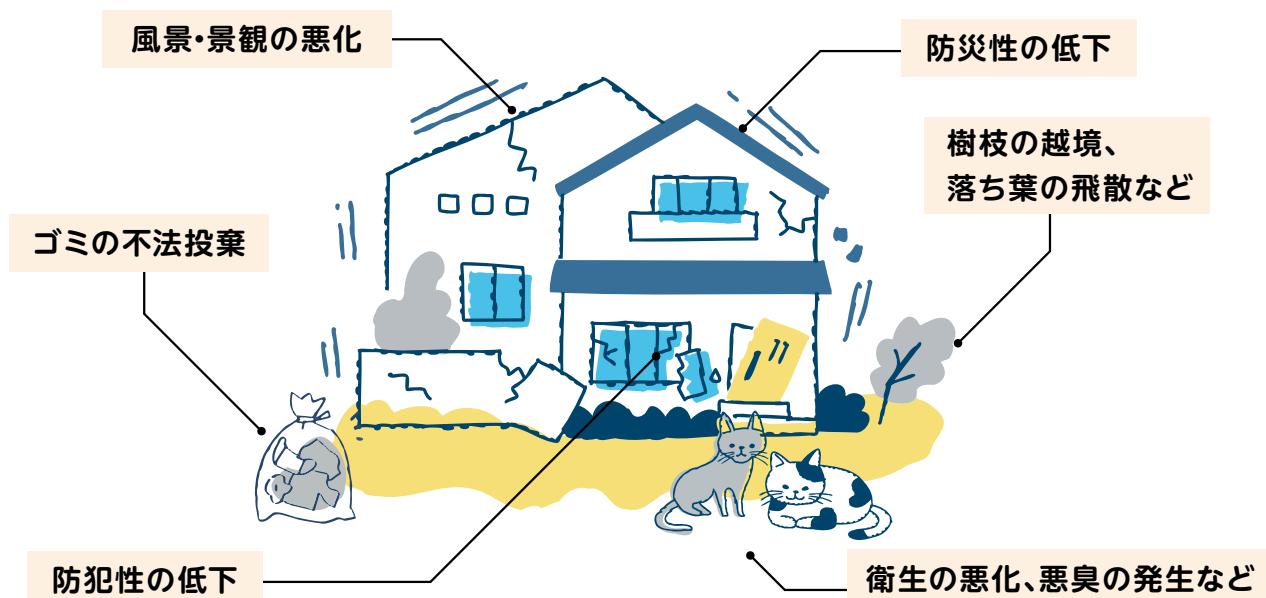
家族で話し合おう

- P14. 空き家すろくKEYWORD集
- P15. 空き家すろく

空き家問題

空き家の放置が招くリスク

空き家が適切に管理されず長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」を引き起こす原因となります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する責務が定められています。



放置を続けるとペナルティを受けることも…

空き家を適切に管理せず周囲に悪影響を及ぼした結果、市区町村から「特定空家等」の認定を受けると、所有者は以下のようなペナルティを受ける場合があります。

助言・指導	空家等の適切な管理に必要な措置を取るよう助言または指導されます。
勧告	指導を受けて改善されない場合、固定資産税の住宅用地の特例から除外されます。
命令	命令に違反した場合、50万円以下の過料が課せられることがあります。
行政代執行	命令が履行されない場合、市町村が代執行することができます。また、その際の費用は所有者から徴収します。

空き家になる前の2つの準備

1 住まいの将来の準備

現在、一人で住居に住んでいる方、または将来的に住居を相続することになる方のそれぞれが、その住居に関するさまざまな情報を整理・共有して、その住居をどうしていくのか?について事前に考え、決めておきましょう。

お一人暮らしの方 (相続する方)

- 家財・思い出の品等の整理
- エンディングノートの作成
- 住宅の基礎資料の準備
(登記事項証明書、建築確認書、購入時の契約書類など) など

お一人暮らしの方のご家族 (相続される方)

- 相続税の試算
- 相続後の不動産の扱いの検討
(自ら住み続ける、売却する、賃貸に出す、解体して土地を売却するなど) など

エンディングノートとは

自分に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のこと。自分の死後、家族が困らないように、所有している財産や口座を開設している金融機関の情報、葬儀に関する希望などを書き留めておきます。

2 相続手続きの準備

自分、または家族が亡くなった場合に備えてあらかじめ相続の準備をしておくことは、残される人のためにも大事なことです。相続の準備や対策をするにあたっては、以下のポイントを押さえておきましょう。

お一人暮らしの方 (相続する方)

- 遺言書や財産目録の作成
遺言書や財産目録は、ただ作成するだけでなく、その保管場所を推定相続人に伝えておくことが大切です。

お一人暮らしの方のご家族 (相続される方)

- 遺言書・財産目録の有無の確認
- 相続人同士の話し合い
- 各種手続きの実施
相続については、すべての法定相続人の合意を得ておくことが大切です。各種手続きは、行政書士など専門家に依頼することも可能です。

空き家の相続問題

相続の流れ

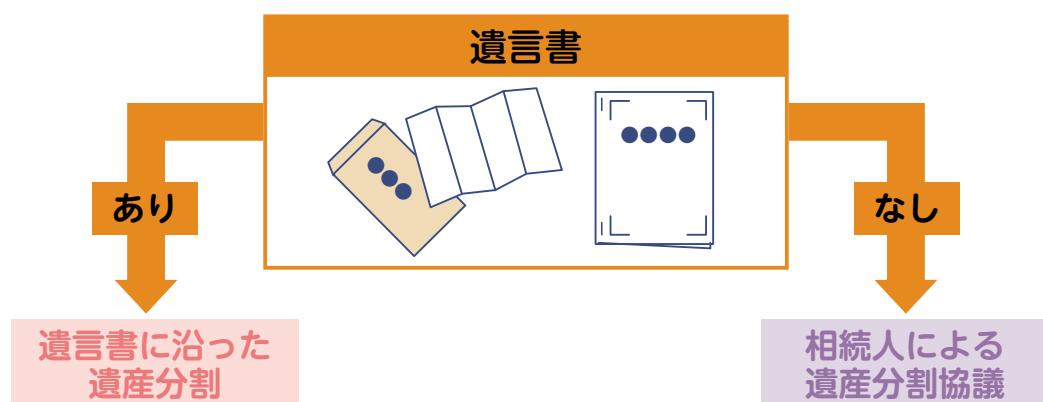
相続手続きは主に以下の流れで行われます。



遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。

遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無の確認をしましょう。



相続人の調査

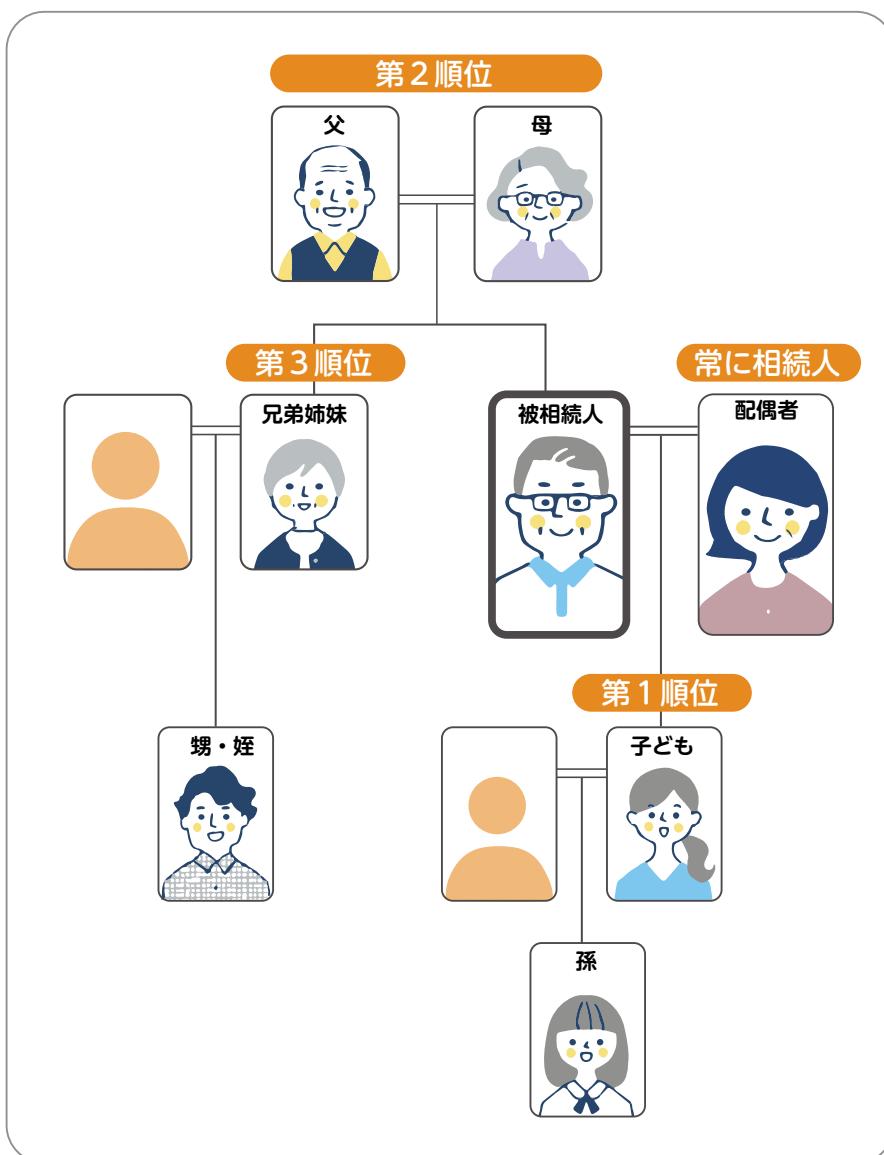
相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。

法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。

また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

「法定相続人」をしっかりと確認しましょう



常に相続人

配偶者

(法律上の配偶者に限る)

第1順位

子ども

(故人の場合は孫。
孫も故人の場合はひ孫)

第2順位

親

(故人の場合は祖父母など)

第3順位

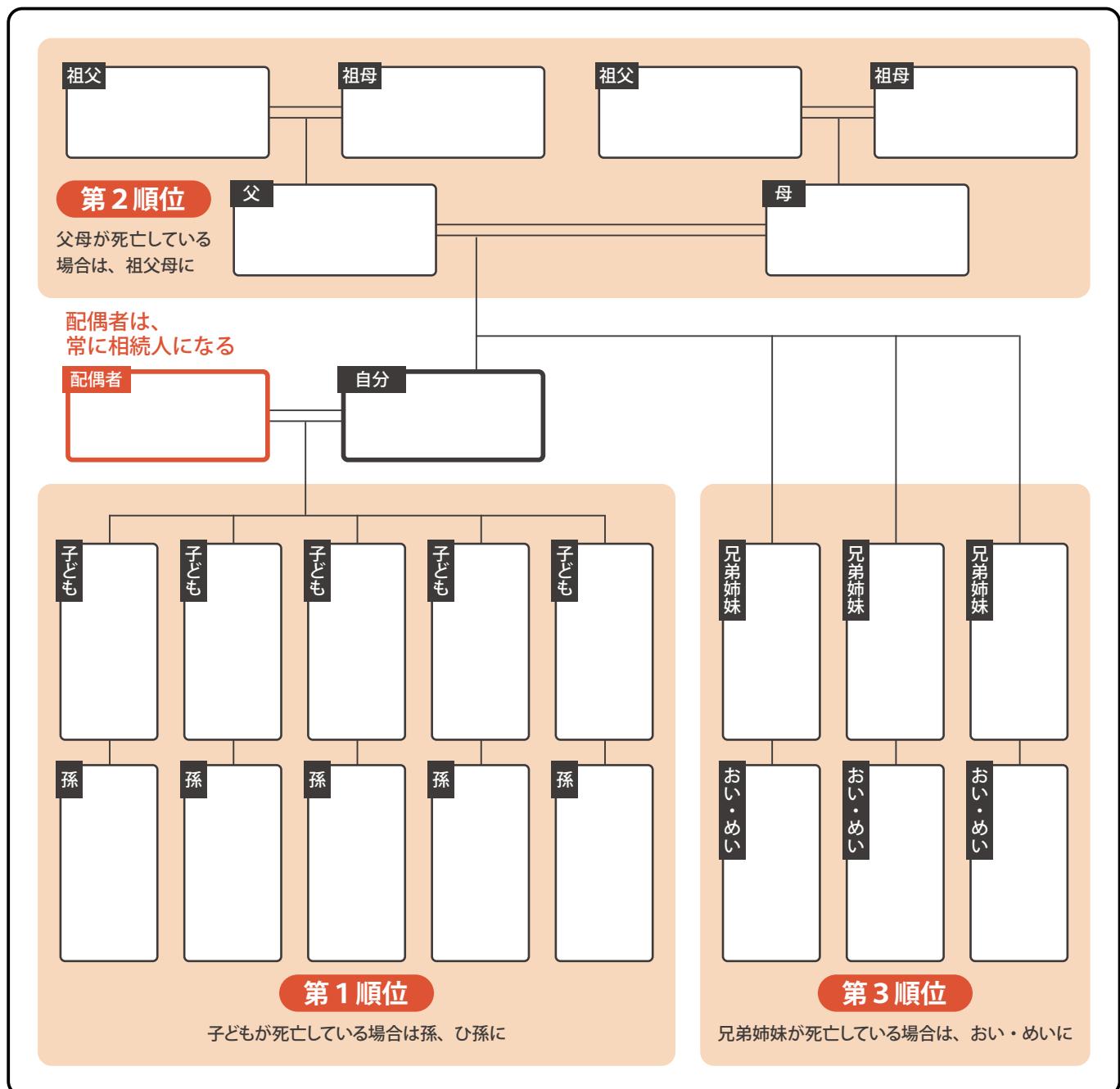
兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

私の家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人は相続人になれません。



令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記の申請が 義務化されました！



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。

お住まいについて

土地や建物の「登記事項証明書」の情報を正確に記しておきましょう。将来の相続や売却手続きをスムーズに進められます。

※地番は住所と異なる場合があるので、必ず書類で確認しましょう。

「登記事項証明書」については、不動産の登記を管轄している法務局の窓口で取得することができます。

会津若松市にある不動産の場合は、福島地方法務局 若松支局で所得が可能です。

また、未登記物件の場合には「固定資産課税台帳登録事項証明書」を取得することで所在地や所有者を確認することができます。

登記事項証明書の取得

〒965-0873 会津若松市追手町6番11号
福島地方法務局 若松支局
電話:0242-27-1498(自動音声案内)

固定資産課税台帳登録事項証明書の取得

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
会津若松市役所 税務課 諸税グループ
電話:0242-39-1222

お住まいの土地について



所在地	地番	地目	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	宅地	法務 五郎	南側の土地の境界が確定していない。

お住まいの建物について



所在地	地番	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	法務 五郎	南側の土地の境界が確定していない。

参考にした書類

例:登記事項証明書や公図(法務局の地図)、固定資産課税台帳、不動産売買契約書、権利証(登記済権利証または登記識別情報)

お住まいをどうしたいですか？

不動産の相続では、相続する人（相続人）に金銭的な負担が発生します。そのため、ご自身、またはご家族が、あらかじめ「住まいをどうしたいか」というご希望を明確にしておくことが大切です。

※ここに記載しても遺言書のような法律上の効力は発生しませんのでご注意ください。

土地について

被相続人が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



被相続人が亡くなった後

- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

建物について

被相続人が生きている間

- 売りたい
- 貸したい
- 死ぬまで住み続けたい
- その他



被相続人が亡くなった後

- 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- 特定の家族などに引き継がせたい
- その他

決めておきたいこと

「住まいをどうしたいか」というご希望によって、やらなければならないことやその相談先は異なってきます。下記のように整理してみましたので、ぜひご参考にしてください。

1 生前にスッキリさせたい場合

ご希望	やること	相談先	P13参照 相談窓口
生前に売却、または贈与したい	・登記簿の確認 ・隣地境界の確認 ・家財の整理	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・不動産業者 ・ファイナンシャルプランナー	③・④
賃貸したい	家財の整理	・不動産業者	①
	管理人の選定	・不動産業者	①
	任意後見契約、または財産管理委任契約の締結	・司法書士 ・行政書士	③
	信託契約の締結	・弁護士 ・司法書士 ・行政書士	②・③

2 相続をスムーズに進めるために準備しておくこと

ご状況・ご希望	やること	相談先	P13参照 相談窓口
・相続登記されていない ・建物が未登記 ・相続財産が未分割であることがわかった	相続登記	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・ファイナンシャルプランナー	③・④
家族などに相続遺贈)したい	家財の整理	・司法書士 ・行政書士 ・ファイナンシャルプランナー	③
死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、当面の管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務委任契約の締結		
不動産の取得者が売却予定の場合	登記簿の確認 隣地境界の確認	・土地家屋調査士 ・不動産業者	①・④

不動産の活用方法

相続した空き家の土地活用を検討している場合は、空き家の扱いをどうするかを考えておきましょう。その方法とメリット・デメリットを以下にまとめました。

	空き家を生かして貸す	建て替えて貸す	更地にして活用する
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 初期費用が少なくて済む● すぐに収益を得られる	<ul style="list-style-type: none">● 収益性が上がる● 集合住宅への建て替えで賃貸経営も可能になる	<ul style="list-style-type: none">● 立地条件に合わせて活用できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 空き家の状況により相応の費用がかかることがある● 競合の不動産との競争にさらされる	<ul style="list-style-type: none">● 建て替えの初期費用がかかる● 収益を得られるまでに手間と期間が必要	<ul style="list-style-type: none">● 解体の費用がかかる● 固定資産税の負担が重くなる可能性がある

不動産の活用時に使える制度

1

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）に対して、入居を拒まない住宅を貸し出すことで経済的に支援する公的な制度です。空き家を制度に登録し、賃借人が決定して賃貸借契約を締結した後に、家賃収入を得ることができます。



住宅セーフティネット制度を活用するためには

セーフティネット住宅への登録の申請先は、福島県となっています。
登録についてのお問い合わせやご相談は、下記までお願いします。

〒965-8501

会津若松市追手町7番5号（福島県会津若松合同庁舎 新館3階）

福島県 会津若松建設事務所 建築住宅課

電話：0242-29-5461



「セーフティネット住宅情報提供システム」はこちらをご覧ください

空家等解体撤去支援事業補助金

対象事業：適正に管理されていない空家等の除却

補助対象者：次に掲げる要件をすべて満たしていること

- ・市内に存する空家等であること
- ・同一敷地内において居住の実態が無いこと
- ・会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと
- ・会津若松市空家等対策支援事業補助金交付要綱に定める判定基準表のうち評定内容の2項目以上に該当する空家等であること
- ・申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の解体撤去についての同意を得られていること
- ・抵当権等が設定されていない空家等であること。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家等の解体撤去について同意している場合は、この限りでない



補助金額：対象工事経費の5分の1以内（限度額30万円）

※消費税及び地方消費税を除く ※千円未満は切り捨て

対象経費：市内業者に依頼して行う空家等の解体工事であること

※家屋の一部のみの解体工事費用、塀や樹木などの付属物の撤去費用、家財の処分費用等は補助対象外
※交付決定の通知の日以後に着手する工事であること

加算要件：次のいずれかに該当する場合、補助限度額に最大20万円加算

- ・申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去後に新築する場合
 - ・解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合
- ※5年以上の定住又は事業継続を行うこと



空家等改修支援事業補助金

対象事業：次のいずれかに該当する空家等の改修

①地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組 ※5年以上の事業継続又は定住すること

②会津地域以外からの移住

※補助金交付申請の日から遡って、1年以内に会津地域以外の市区町村から本市へ住民票を異動した者を含む

補助対象者：次に掲げる要件をすべて満たしていること

- ・市内に存する空家等であること
- ・同一敷地内において居住の実態が無いこと
- ・会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと
- ・申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の解体撤去についての同意を得られていること

補助金額：対象工事経費の2分の1以内（限度額70万円）

※消費税及び地方消費税を除く ※千円未満は切り捨て

対象経費：市内業者に依頼して行う空家等の改修工事であり、会津若松市空家等対策支援事業補助金交付要綱の別表4に定める工事費用

※改修工事の内容が建築基準法その他の建築関係法令に違反していないこと

※交付決定の通知の日以後に着手する工事であること

加算要件：次のいずれかに該当する場合、補助限度額に最大30万円加算

- ・申請者が新婚世帯の場合
- ・申請者が子育て世帯の場合

※定義については、会津若松市空家等対策支援事業補助金交付要綱をご確認ください。

空き家等に関する相談窓口のご案内

①不動産（空き家）の売却・賃貸に関すること

○公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会 会津若松支部
☎ 0242-26-4666 電話受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)

○公益社団法人 全日本不動産教会 福島県本部
☎ 024-939-7715 電話受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)

②空き家の権利関係の整理、空き家をめぐる紛争の解決全般に関すること

○福島県弁護士会 会津若松支部
☎ 0242-27-0264 電話予約受付時間 9:30~17:00 (土日・祝日除く)

③相続・登記に関すること

○福島県司法書士会 司法書士総合相談センター (電話相談のみ受け付け)
☎ 0120-81-5539 電話受付時間 10:00~12:30 / 13:30~16:00 (土日・祝日除く)

○福島県行政書士会 会津支部
☎ 0242-37-3150 電話受付時間 10:00~16:00 (土日・祝日除く)

④建物の表題・変更・滅失登記、土地境界の調査測量・確認に関すること

○福島県土地家屋調査士会 会津支部
☎ 0242-23-8560 電話受付時間／9:00~12:00 / 13:00~16:00 (土日・祝日除く)

⑤空き家の解体に関すること

○福島県解体工事業協会 会津地方支部
☎ 0242-39-2151 電話受付時間 9:00~18:00 (土日・祝日除く)

⑥建物のリフォームなどに関すること

○会津建築総合協同組合
☎ 0242-27-1800 電話受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)

○会津若松市建築業組合
☎ 0242-27-7660 電話受付時間 8:30~17:30 (日・祝日除く)

○福島県建築士会 会津支部
☎ 0242-93-7330 電話受付時間 9:00~12:00 / 13:00~16:00 (土日・祝日除く)

⑦不動産（土地・建物）の評価に関すること

○公益社団法人 福島県不動産鑑定士協会
☎ 024-931-4360 電話受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く)

⑧空き家の管理・相談に関すること

○一般社団法人 会津空き家対策センター
☎ 0242-22-2103 電話受付時間／10:00~17:00 (火・水曜日除く)

○空き家ネットワーク (運営事務局一般社団法人 シニア支援協会)
☎ 0242-93-5140 電話受付時間／9:00~18:00 (水・日曜日除く)

○公益社団法人 会津若松市シルバー人材センター (除草・掃除など)
☎ 0242-26-1818 電話受付時間／8:30~17:15 (土日・祝日除く)

○東邦銀行 アセットコンサルティング部 信託営業課 (遺言信託・遺産整理)
☎ 0120-10-4471 電話受付時間／9:00~17:00 (土日・祝日除く)

○会津道路メンテナンス協同組合 (除雪・雪下ろしなど)
※天候状況等により、即時対応ができない場合があります。
☎ 0242-23-7301 電話受付時間／9:00~16:00 (土日・祝日除く)

※相談料等詳細については、各団体にご確認ください。

空き家すごろくKEYWORD集

空き家の すごろく

キーワード KEYWORD集



1 KEYWORD

住まいのエンディングノート

住まいに関する情報や将来住まいをどうしてほしいかなどを書いて残しておけるノート。住まいの「活かし方」や「仕舞い方」を考え、家族で話し合うきっかけにと、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会が共同で作成。



詳しくは
こちらから



2 KEYWORD

空き家等管理活用支援法人



空き家の問題は、不動産や法律などの専門家に相談することが重要。この法人は、空き家の活用や管理に取り組む民間団体を自治体が指定。様々な関連分野の専門家の力を得ながら、空き家に関する相談対応や空き家を活用したい人とのマッチングなどを担う。



3 KEYWORD

危険な空き家



空き家は、放置すると徐々に危険な状態に。適切な管理をしないでいると、まず「管理不全空き家等」とされ、自治体から改善するよう指導や勧告を受けることに。さらに、倒壊や部材落下などの危険性や害虫発生などの有害性が著しく高い状態になると「特定空き家等」とされ、自治体から改善するよう指導、勧告や命令を受けることに。

いずれも勧告を受けることで土地の固定資産税の負担が増えたり、命令に従わない場合には強制的に除却されることも。

スタート



母親と迎える
実家での新年

〈遊び方〉
コインを投げて
表が出たら1マス、
裏だったら2マス
進んでね。

実家のこと、どうする？

空き家 すごろく

KEY WORD 1

全員ストップ！
コインを投げて
進む道を選ぼう

表

この『空き家すごろく』
を見て、実家の
将来が気になり、
家族で話し合う

工務店をやって
いる地元の同級生
に相談。
空家等管理活用
支援法人のことを
教えてもらう



全員ストップ！
春から母親が
介護施設に
入居することに。
子どもたちに
「実家のことは
任せること」

専門家に
相談する？

全員ストップ！
どうするか選ぼう

空家等管理活用
支援法人



気になりながらも
なんとなくスルー

助っ人
登場！

専門家
(支援法人
など)に
話を聞く

+1点
支援カードを
ゲットする

相談する

+1点
KEY WORD 2

実家の
家財整理を
はじめる

1マスずつ
丁寧に
読んでね。

全員ストップ！
コインを投げて
進む道を選ぼう

家を壊して
土地を
売却すること



A
ルート

家族で
実家のことを
議論

全員ストップ！
持ち点をチェックして
進んでね

0点 置放空き家ルートへ
1点以上 ABCからルートを
自由に選ぶ

実際に家族と話し
合ってみませんか？

支援カードあり

支援法人に相談。
アドバイスを受けて
話し合いがスムーズに

+1点
1マス

B
ルート

住み 続ける

長女家族の
新しい生活が
スタート

+10点



引っ越し業者を
自力で探して
手配

母親が安心して
暮らせるよう
リフォーム業者を
自力で探して手配

実家の見回り・
点検業者を
自力で探して手配

引っ越し
費用が
かかる

リフォーム
費用が
かかる

引っ越し
は少し先。
メンテナンス
費用がかかる

支援法人に
相談して、
手続きや
段取りが
スムーズに

全員ストップ！
コインを投げて
進む道を選ぼう

長女家族が
実家に
住むことに。
母親が元気に
なったら
一緒に住もう

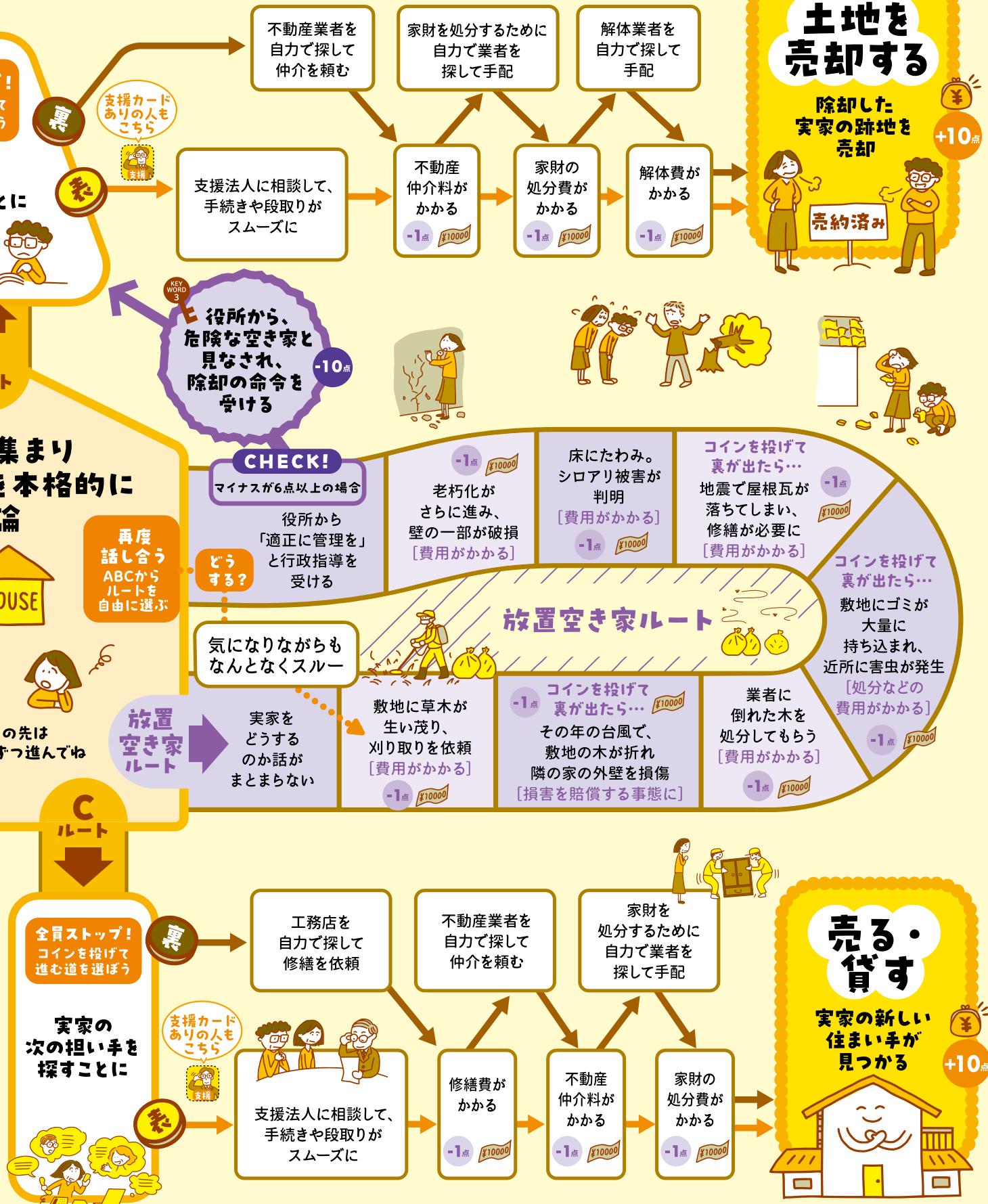
支援カード
ありの人も
こちら

表

すぐろくは、空き家のことで困らないよう早めに家族で話すことの大切さを伝えるものです。家族構成や思い入れの深さによって直面する課題は様々ですが、判断を先延ばしにしない住まいの老朽化は進行でしまいます。家族や住まいのために、今のうちに何ができるのか考えてみましょう。



支援カードを切り取って使おう。カードマークのところに支援法人に相談できるよ



MEMO

MEMO

MEMO

不動産・空き家の ことならなんでも ご相談ください！



何をいつまでにすればいい？

空き家の管理・処分はどうすればいいの？

相続した物件、いい活用法はある？

売却したいけどいくらになるんだろう



相続した不動産や空き家に関するお悩みを
トータルサポートいたします。

不動産
売買・仲介

賃貸
仲介・管理

不動産
査定

＼ お気軽にお電話ください ／

レントライフ会津若松店

営業時間：AM9:00～PM6:00 定休日：水曜日

TEL:0242-29-1147

会津若松市天神町18-5 <https://www.rent-aizuwakamatsu.com/>

運営元：会津ガス株式会社 福島県知事(4)第2728号

ホームページ
こちらから



相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつけられていない

家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい

安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない…

実家のお墓を
墓じまいしたい…

そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

相談は
無料

最適な
専門家を
紹介

何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マリイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。



遺品整理・生前整理・特殊清掃

遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお伺いします



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、
遺品整理いたします。

◀こんな時にお気軽にご相談ください▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

特許取得済の消臭技術
「花輪式」は
リフォーム要らずで
スピーディーに完全消臭！
今まで臭いが取れなかった
建材にも対応しております。

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り

特殊清掃

Before



After



見積もり・ご相談
無料

0120-295-100

ひとものがたり 会津

会津若松市天神町12-12



LINE公式

@269iqhnl

受付時間 9:00~18:00

担当者直通 090-2793-7078

会津若松 ひとものがたり

検索



発行年:2025年9月
発行:会津若松市
編集/制作:株式会社鎌倉新書



いい相続  **0120-964-746**

受付時間:平日9時~19時/土日祝9時~18時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます。